

川崎市區民会議

条例の解釈と 運用の考え方

平成24年4月1日改訂
川崎市

区民会議設置の基本的な考え方

川崎市の自治の理念 ~ 川崎市自治基本条例 ~

地方分権、少子高齢化、地球環境への配慮など、社会環境の変化の中で、暮らしやすい地域社会のあり方、自治のあり方、市民と自治体の関係のあり方が問われています。

主権者である市民自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であるとともに、信託した市政が市民の意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、自治運営の原則を定めたのが「川崎市自治基本条例」（自治基本条例）です。

区行政改革の総合的な推進 ~ 川崎市新総合計画 ~

自治基本条例は、市民自治を実現するための区の役割として、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加と協働による暮らしやすい地域社会を築くことを規定しています。

本市では、このような区役所の役割が適切に果たされるよう「窓口サービス機能中心の区役所から地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へ」を基本的な考え方として、地域の課題に的確に対応するため市の事業調整や予算などのしくみにおいて区の権限を拡充していく区役所機能の強化、市民活動の支援、市民の参加と協働の推進など、様々な施策を川崎市新総合計画に位置づけ、区行政改革として総合的に推進しています。

区民会議の位置づけ (1 ページの図を参照) と川崎市区民会議条例の制定

なかでも区民会議は、自治基本条例第 22 条に規定されているとおり、地域の課題を区民の参加と協働によって解決する流れの中で、課題の解決の方向や方策について区民が調査審議するしくみであり、区行政改革の施策の中でも、重要なものの一つとしています。

こうしたことから、市では試行の区民会議での審議や市民の皆様からいただいた御意見などを踏まえて、区民会議設置に共通する基本的な枠組みとして、川崎市区民会議条例を平成 18 年 4 月 1 日に施行しました。

経緯

平成 16 年 5 月 区行政改革検討委員会報告書「区行政改革の基本方向」

平成 17 年 4 月 1 日 自治基本条例施行

平成 17 年 7 月～3 月 各区において試行の区民会議を開催(各区 3 回開催)

平成 17 年 12 月 1 日～平成 18 年 1 月 10 日 制度素案に関する市民意見募集 (18 通、112 件)

平成 18 年 3 月 23 日 区民会議条例公布

平成 18 年 4 月 1 日 区民会議条例施行

平成 18 年 4 月～ 第 1 期区民会議の設置

平成 20 年 4 月～ 第 2 期区民会議の設置

平成 22 年 4 月～ 第 3 期区民会議の設置

平成 24 年 4 月～ 第 4 期区民会議の設置

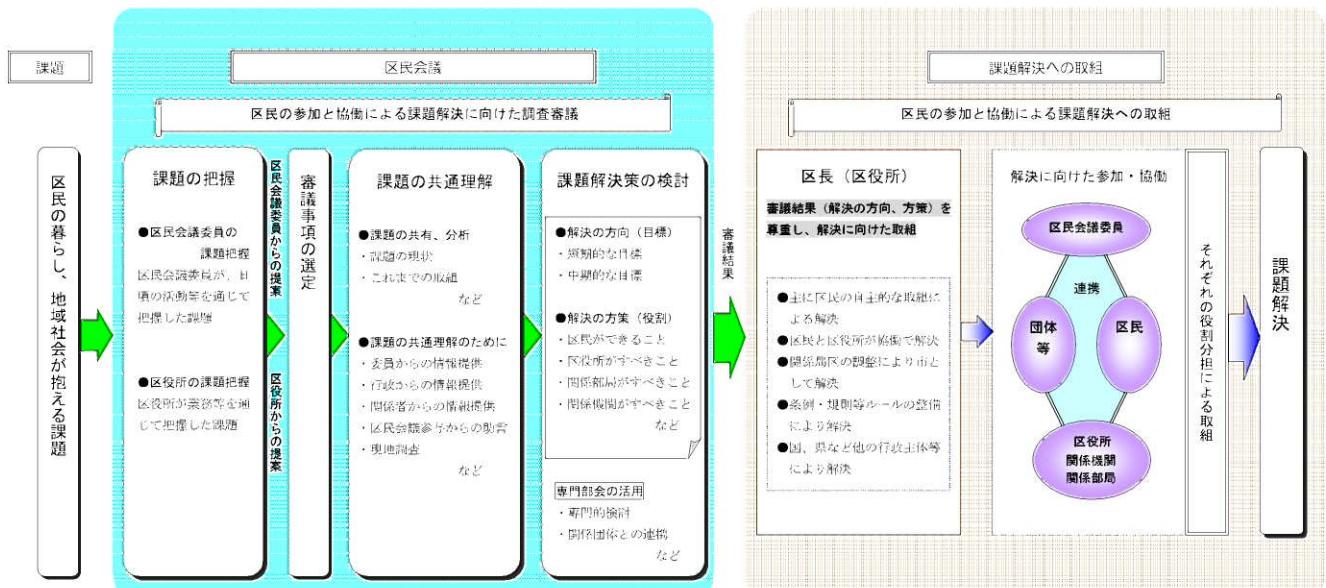
川崎市区民会議条例の解釈と運用の考え方

目 次

	ページ
川崎市区民会議条例	
第1条 目的及び設置 ······	2
第2条 名称 ······	3
第3条 所掌事務 ······	3
第4条 組織等 ······	4
第5条 委員長及び副委員長 ······	6
第6条 会議 ······	7
第7条 専門部会 ······	7
第8条 関係者の出席 ······	9
第9条 区民会議参与 ······	9
第10条 区長等の役割 ······	11
第11条 庶務 ······	12
第12条 委任 ······	12
附 則 ······	12

資料編

区民会議を通じた区の課題解決のイメージ



(目的及び設置)

第1条 区民（川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。）の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

【説明】

① 自治基本条例第22条第1項

『それぞれの区に、区民（その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。）によって構成される会議（以下「区民会議」といいます。）を設け、参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を目的として調査審議します。』

② 区民会議は、区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行う市長の附属機関として設置します。

③ 区民とは、上記自治基本条例第22条第1項に定義される区民をいいます。

④ 参加とは、暮らしやすい地域社会をつくるために、「主体的に市民が動く」という積極的な意味を含んで使用されることの多い、いわゆる「参画」を包摂する概念として、市政にかかわり、行動することをいいます。（自治基本条例第3条の逐条説明から）

⑤ 協働とは、市民と市（議会や市長などの執行機関）とが、暮らしやすい地域社会のための目的や解決すべき課題を共有して、それぞれの役割と責任のもとで、お互いを尊重し、対等な関係に立ちながら、市政に協力していくことをいいます。（自治基本条例第3条の逐条説明から）

⑥ 区における地域社会の課題とは、自治の基本理念として市民自治の確立を目指すことを規定した自治基本条例第4条の表現を引用したもので、区民会議は、市民自治の視点に立って、参加と協働により地域社会の課題の解決を図るために設置するものです。

⑦ 区民会議が目指すものとして、暮らしやすい地域社会の形成を掲げます。

【考え方】

① 区民会議と議会との関係

政令指定都市である本市においては、地方自治法、公職選挙法等の規定により、区の区域を選挙区とする議員により構成される市の議決機関として議会が設置され、地方自治法第96条第1項に列記される議決事件について決定する権限が付与されています。

一方、区民会議は、区の議決機関として機能させるものではなく、法が定める政令指定都市における行政区のあり方に加え、地域社会の課題を解決するための市民の参加と協働の拠点としての区の機能（自治基本条例第19条）を補完する機関として位置付けています。

《参考：自治基本条例第4条（基本理念）》

- 1 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。
 - (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
 - (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
 - (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自立的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

《参考：自治基本条例第5条（自治運営の基本原則）》

- 1 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。
 - (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
 - (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
 - (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。
- 2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

（名称）

第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

【説明】

- ① 例えば、川崎区では「川崎区区民会議」となります。

（所掌事務）

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

【条例施行規則第2条（課題の選定）】

区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

【説明】

- ① 区民会議の主要な役割は、区における地域社会の課題を地域で解決を図るための方針及び方策についての調査審議を行うことです。
- ② 区民会議の主要な役割である、課題の解決を図るための調査審議に先立ち、区民会議には、区における地域社会の課題を様々な方法で的確に把握し、その中から区民会議の目的にふさわしい課題を選定し、調査審議を行うことが求められます。

【考え方】

① 所掌事務（役割）に対する委員の姿勢

委員には、区民会議が区民の参加と協働による地域社会の課題の解決のために調査審議する場であることを認識するとともに、自ら主体的に審議に参加する責任を自覚し、委員相互の議論を尽くすよう努めることが求められます。

② 調査審議の対象外

市議会への請願・陳情は、全市的な視点から市議会において審査され、議決機関としての意思決定がなされるものです。区民会議は、「地域の課題を地域で解決するために調査審議を行う」という目的に照らして審議課題を選定するものであり、請願・陳情と同一趣旨の事案を区民会議において審議することは、区民会議の目的に照らして、ふさわしくないと考えられることから、区民会議の調査審議の対象とはいたしません。

③ 他の審議会との関係

区民会議と他の審議会等との間では、審議される事案が重複する場合も想定されますが、区民会議としては、他の審議会の動向などをできるだけ把握し、連携・協力の方向で働きかけるなどして、効率的に審議する必要があります。

④ 質問答申の形式

区民会議は、質問事項に対して答申を行う形式を想定した機関ではありませんので、定型的な形式にとらわれることなく運営されます。

⑤ 審議結果の提出

区民会議の審議結果は、会議運営の透明性を確保するために、閲覧性、保存性を持たせた方法により、適切な時期に区長に提出するものとします。

区民会議の運営は、会議での委員の合意に基づいて自主的に行われるべきものですので、その時期や様式などは調査審議する課題によって異なります。

⑥ 審議課題の引継ぎ

区民会議における調査審議が継続中に委員の任期が終了する場合は、新たな委員による区民会議が、調査審議の継続について判断します。

（組織等）

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者

(2) 区民会議の委員に応募した者

(3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

【条例施行規則第3条（分野）】

条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- (3) 子育て、教育など人を育て心をはぐくむ分野
- (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野

【説明】

- ① 委員数は、上限を定めるものです。
- ② 委員は、市長が委嘱する非常勤特別職地方公務員であり、その選任は次により区長が行います。
 - ・ 条例施行規則第3条に定める活動分野において活動する団体から、区の状況に合わせて推薦団体を選定し、これらの団体から推薦された者から選考します。
 - ・ 区ごとに委員の公募を行い、応募した者の中から選考します。
 - ・ 委員の性別、世代、地域のバランスのほか様々な立場からの選任を考慮するなど、団体推薦及び公募による選任を補完する必要がある場合などに、区長の判断で選任します。
- ③ 条例施行規則第3条で定める分野のうち、第1号から第7号は、川崎市新総合計画が掲げる政策体系を参考とし、第8号は、第1号から第7号のほか区ごとの地域特性に応じた課題に取り組む活動分野としました。
- ④ 区長は、委員に欠員が生じたときは補充の要否を判断し、条例第4条第2項各号の規定に基づき補欠委員を選任することができます。この場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

【考え方】

① 委員数

幅広い分野からの選任と、委員間での活発な議論の両方を満たすための適正な規模として、委員数の上限を20人としました。

なお、この規定は、附属機関等の設置等に関する要綱（資料編参照）に準拠するものです。

② 団体推薦委員

団体推薦は、団体の活動分野のバランスに配慮しながら、8分野をさらに細分化するなどして、区の状況に合わせた推薦依頼団体を選定し実施します。

③ 公募委員

公募方法等については、附属機関等の委員公募実施指針（資料編参照）に準拠します。また、同指針に基づき、公募委員の人数は、委員数の2割以上となるように努めるものとします。

④ 女性委員

女性委員の割合は、審議会等委員への女性の参加促進要綱（資料編参照）に基づき、平成25年度までに35%とすることを目標とします。

⑤ 任期

任期については、1年では委員が十分に能力を発揮できず、一方で、より多くの区民の参加を得られが必要であることから2年とします。

運用上は、任期中最後の会議の終了及び区長への審議結果の報告をもって、事実上役割を終えるものと考えることができますので、それ以降、委員の理解のもと任期満了前に解嘱し、解嘱の手続及び次期委員の選任手続を行うことができると解されます。

⑥ 再任

委員の在任期間は、附属機関等の設置等に関する要綱に基づき、就任時に通算10年を超えない範囲で各区の状況に合わせて運用することとします。

【関連事項：委員報酬について】

- ① 委員報酬は、区民会議1回の出席につき8,000円、専門部会1回の出席につき2000円です。
- ② 関係者が区民会議又は専門部会に出席する場合は、委員と同額を謝礼として支払います。

(委員長及び副委員長)

第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

【説明】

- ① 区民会議の代表者の呼称は委員長とします。
- ② 委員長及び副委員長の選任は、委員選任（改選）後最初の区民会議において、委員の互選により行います。
- ③ 副委員長は、委員長に事故などがあるとき委員長の代理となります。
- ④ 委員長及び副委員長の任期は、原則として委員の任期の終了までとします。
- ⑤ 委員長及び副委員長が、任期中にその職を辞するなどして欠員となった場合は、他の委員から新たに選出することができます。

【考え方】

① 委員長の役割

委員長は、区民会議を招集し（条例第6条）、区民会議の議長として議事の円滑な運営を図り（条例第6条）、審議結果を取りまとめ、区民会議の代表者として区長に提出します。（条例第3条の考え方）

委員長は、専門部会が設置される場合、その専門部会の委員を区民会議に諮って指名します。（規則第4条第2項）

委員長は、区民会議の運営に関し必要な事項について、区民会議に諮って定めます。（条例第12条）

(会議)

第6条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

【説明】

- ① 区民会議は、委員長により招集され、委員長が議長となって会議を進めます。
- ② 区民会議は、委員の半数以上の出席で成立します。

【考え方】

① 議長による会議運営の基本的な考え方

議長は、区民会議の目的である「参加及び協働による区における課題の解決」が達成されるよう、委員間の活発な議論を促します。

議長は、調査審議に必要があると認め出席を求めた関係者（条例第8条）に対して、説明又は意見を求める内容を提示するなどして、効果的に説明を受けるようにします。

議長は、区民会議参与（条例第9条）に対して、委員による調査審議に有効な助言を効率よく得られようになります。

② 議長による議事運営への協力

区民会議は、行政に対しての要求や要望を行う場ではなく、課題の解決に向けて意見を出し合う場ですので、委員は、「区における地域社会の課題の解決」に向けて建設的な議論を行うよう努めます。

関係者及び区民会議参与は、議長の議事運営に協力し会議におけるそれぞれの役割を果たすよう努めます。

③ 議論の取りまとめ

区民会議の調査審議は、区民会議委員が十分に議論を尽くし、総意をもって取りまとめるよう努めます。ただし、議論を重ねても全員の意見が一致しない場合でも、会議としての結論を出さなければならないようなときには、議長が委員と相談しながら適切な方法で決します。
(委員長一任、多数決による結論の一本化、少数意見併記等が考えられます。)

④ 副議長

区民会議の会議において、議長の補佐など必要により副議長を置くことができます。

(専門部会)

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

【条例施行規則第4条（専門部会）】

- 1 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。
- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

【説明】

- ① 専門部会は、区民会議の調査審議をより専門的また機動的に行う必要がある場合などに設置し、区民会議から付託される事案の調査検討を行います。
- ② 専門部会は、区民会議委員のうちから委員長が区民会議に諮って指名した委員で構成します。
- ③ 専門部会に部会長を置き、部会長は専門部会を構成する委員の互選で選びます。
- ④ 部会長は、専門部会の運営の責任者であり、専門部会の調査検討の経過と結果を区民会議に報告する役割を担います。

【考え方】

① 専門部会の活用

区民会議全体での集まりは年間数回程度と見込まれ、この中でいくつもの課題を深く議論することは難しいと考えられますので、専門部会を有効に活用することが必要となります。

専門部会は、区民会議の幹事会的な役割を担うものや個別課題の検討を役割とするものなど、いくつかの形態が考えられ、また同じ時期に複数の専門部会が置かれることもあります。

② 専門部会の柔軟な運営

専門部会は、調査検討する課題に合わせて設置し、柔軟で効率的な運営を行います。

③ 専門部会への議員の出席

専門部会は、設置形態が様々であり、また機動的な運営が想定されることから、議員には出席を求めるものとし、区民会議参与からの助言については、専門部会での調査検討の結果を審議する区民会議において必要に応じて得ることとします。

④ 専門部会の終了

専門部会は、付託された調査検討を終え、部会長が区民会議への報告を完了することで役割を終えます。なお、調査検討が継続中に委員の任期が終了する場合は、改選後の区民会議が調査検討の継続について判断します。

⑤ 区民会議への報告

部会長は、調査検討の経過及び結果を適切な時期に委員長に報告します。

委員長は、専門部会からの報告があったときは、その内容を区民会議に諮ります。

⑥ 専門部会への関係者の出席

⇒ 第8条（関係者の出席）を参照してください。

(関係者の出席)

第8条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

【説明】

- ① 調査審議のために必要がある場合とは、区民会議の調査審議に際し専門的な知識及び豊富な経験等に基づく意見を必要とする場合などをいいます。
- ② 関係者は、会議においては、議長の求めがあったときにその求められた内容について発言することができます。

【考え方】

① 関係者の位置付け

関係者は、区民会議の構成員ではないため、地方自治法第202条の3第2号に規定される「附属機関を組織する委員その他の構成員」には該当しません。専門部会についても同様です。

関係者は、区民会議の構成員ではないため、区民会議の所掌事務である調査審議に委員として加わることはできません。

② 会議における関係者の関わり方

関係者は、区民会議（または専門部会）では、議長（または部会長）の議事進行の下で、あらかじめ求められた説明を行い、また認められた場合には意見を述べることができます。

関係者は、区民会議（または専門部会）の意思決定には参加できません。

(区民会議参与)

第9条 川崎市の議会の議員及び神奈川県の議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

【説明】

- ① 市議会議員及び県議会議員は、区民会議に出席することができ、出席した場合に区民会議参与として必要な助言を行うことができます。
- ② 助言とは、区民会議参与が、委員による地域の課題解決に向けた調査審議の助けとなると判断して行う発言をいいます。

【考え方】

① 区民会議参与の意義

区民会議の目的を達成する上で、区民会議に議員が出席し、議員としての豊富な知識や経験に基づく助言を得られることは大きな力になると考えられます。

区民会議は、自治基本条例第12条に規定される議員の責務に照らして、議員に地域の課題や市民の意見を把握する機会を提供し情報を共有する場となるものと考えられます。

② 区民会議参与の地方自治法上の考え方

区民会議参与は、地方自治法第202条の3第2号に規定される「附属機関を組織する委員その他の構成員」には該当しませんので、区民会議の委員とは立場が異なります。

区民会議参与とは、市議会議員及び県議会議員が区民会議の会議に出席した場合に使用される呼称であって、地方公務員法第3条第3項第3号に規定される、特別職の地方公務員である「参与」とは異なります。

③ 区民会議参与の関わり方

区民会議の調査審議は、委員の議論によって結論を出すものです。区民会議参与の助言は、区民会議の決定に直接関わるものではありませんので、審議結果に対して議員としての責任が生じるものではありません。

議員は、区民会議の審議結果が執行機関（区長及び市長）を経て議会での事案となった場合には、区民会議として参加した1区の審議結果にのみ責任を負うのではなく、市政全体の観点から必要な判断を行います。

のことからも、議会で審議されている請願や陳情などの案件を、区民会議で審議することはふさわしくないと考えられます。（4ページ考え方②「調査審議の対象外」を参照してください。）

《参考：自治基本条例第12条（議員の責務）》

- 1 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの的確な判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。
- 2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

(区長等の役割)

第 10 条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

【説明】

- ① 地域の総合行政機関の長としての区長は、区民会議と直接的な関係を持つことになるため、区長が区民会議に対して負う責務について規定します。
- ② 市長や他の執行機関については、区長が区民会議に対する役割を十分に果たせるよう支援し、またそれぞれの権限の範囲で課題の解決への取組を行う役割を担います。

【考え方】

① 区長及び市長等の役割

自治基本条例における「区」(第 19 条から第 22 条) の規定を踏まえ、区民会議における区長及び市長等の責務に関する規定(第 22 条第 2 項) をより具体的に表すものとして、区長等の役割を規定します。

② 区長の取組

区長は、区民会議の調査審議の結果を受けたときは、区民との協働や、関係機関との連携など適切な取組により課題の解決に努めます。

③ 関係機関との連携

区長が、市の事業部局との必要な連携・調整により課題解決を図るため、「川崎市区における総合行政の推進に関する規則」に基づく市の内部における区と事業局との事業調整のしくみを活用します。

区長は、必要な場合は、市以外の機関などにも積極的に連携を働きかけ、課題の解決に取組みます。

《参考：川崎市区における総合行政の推進に関する規則》

区の区域内における市の事務事業等に関して区役所の内部組織間並びに区役所及び局等相互の調整を円滑にし、あわせて区役所の企画及び調整の機能を強化することにより、区における総合行政の推進を図り、もって身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会の形成に資するため、「川崎市区における総合行政の推進に関する規則」を制定しました。

(庶務)

第 11 条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

【説明】

- ① 区民会議の事務局は、各区役所に置きます。

【考え方】

① 区民会議事務の所管課

各区役所の企画課が、区民会議の庶務を所掌します。(区役所事務分掌規則)

審議課題と関係のある課など、区役所組織全体で区民会議の運営を支えます。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

【条例施行規則第 5 条 (委任)】

この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は、区長が定める。

【説明】

- ① 条例に定めるほか、各区の区民会議の組織に関する共通事項は、規則に委任します。
② 条例に定めるほか、区民会議の運営に関する事項は、委員長が区民会議に諮り自主的に定めます。

【考え方】

- ① 区民会議は、各区の状況に合わせ、区民の意見を反映しながら柔軟に制度を運用していくことが求められますので、区民会議の組織に関する事項で条例及び規則で定める各区に共通するもののほか必要な事項は、各区長が定めます。(○○区区民会議要綱)

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

【条例施行規則附則】

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

資料編

資料編目次

関連用語集	1 ページ
川崎市区民会議条例	3 ページ
川崎市区民会議条例施行規則	5 ページ
附属機関等の設置等に関する要綱	6 ページ
川崎市附属機関等の委員公募実施指針	9 ページ
川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱	11 ページ
川崎市審議会等の会議の公開に関する条例	13 ページ
川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則	17 ページ
川崎市区における総合行政の推進に関する規則	19 ページ
川崎市自治基本条例	22 ページ

関連用語集（五十音順）

■川崎市区における総合行政の推進に関する規則（平成 18 年 4 月 1 日施行 資料編 19 ページ）

区役所が、地域の総合行政機関としてその機能を高めるために必要な、諸制度の検討及び区の課題の調整等の枠組みや調整の基本事項などを定めています。

■川崎市自治条例（平成 17 年 4 月 1 日施行 資料編 22 ページ）

本市がこれまで積み重ねてきた様々な取組を踏まえ、地方分権の時代にふさわしい自治のしくみを構築するために自治の機構や原則などを体系化した条例です。条例では、市民自治を確立するため、自治の基本理念を明らかにし、「情報共有」「参加」「協働」という自治運営の基本原則等を定めています。

■川崎市新総合計画

川崎のもつ潜在的な可能性を十分に活かしながら、「活力とうるおいのあるまちをどのように育て、運営していくか」という視点から、計画の実行性の担保と、施策の優先順位の明確化を重視した、川崎再生のための経営プランとして、平成 17 年 3 月に策定しました。

■協働

市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。（自治条例第 3 条第 3 号）

■区行政改革

本市では、市民にとって最も身近な存在である区役所を、地域社会が抱えるさまざまな課題を解決する拠点として整備することが重要な課題となっています。そのため、区役所を快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し解決に取り組む市民協働拠点とすることを、区行政改革の基本的な考え方とし、区における地域課題への的確な対応、区における市民活動支援施策の推進、便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供、市民参加による区行政の推進に向けた具体的な改革を進めています。

■区政推進会議

区政推進会議は、区政に関する自主的な企画立案機能を支援し、その実現を積極的に推進するため、平成 2 年に各区に設置し、「魅力ある区づくり推進事業」に関わる審議を主な役割としてきました。区政推進会議は区民会議の制度化に伴い平成 18 年 3 月に廃止ましたが、それまで担ってきた役割は、区民会議の役割である「地域社会の課題の解決のための調査審議」に引き継がれています。

■参加

市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいま

す。（自治基本条例第3条第2号）

■市民

本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。（自治基本条例第3条第1号）

■審議会等

市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等の会議のことをいいます。例えば、本市には川崎市都市計画審議会や川崎市社会福祉審議会などがあります。

■地域課題対応事業〔平成23年度～〕（協働推進事業〔平成18年度～平成22年度〕、魅力ある区づくり推進事業〔平成14年度～平成17年度〕）

区の個性を生かした区政の推進に資することを目的に、区が主体となって地域の特性、区民要望等を反映した事業を、区長が区民意見、事業の必要性、効率性等を考慮した上で実施する事業として、平成14年度から平成17年度まで、「魅力ある区づくり推進事業」を実施しました。これを、区民会議の制度化など区行政改革の進展に伴い、区民の参加と協働により地域が主体となって地域の課題を解決するために活用する予算としての位置付けをより明確にするとともに、区予算の充実を図ることを目的として、平成18年度から「協働推進事業」としました。

平成23年度からは、この「協働推進事業」と区と局の連携による「区の課題解決に向けた取組予算」を「地域課題対応事業」として統合し、市民にも分かりやすく、より一層効果的、一体的に推進することとしました。

■附属機関等の設置等に関する要綱（資料編6ページ）

市長の附属機関及び協議会等の設置等について、委員数や選任の方法など、準拠すべき基本的事項を定めた要綱です。

■まちづくり推進組織

まちづくり推進組織は、まちづくりの課題に実践的に取り組むことを目的として、市民の自主性により運営する団体です。まちづくり推進組織と区民会議は、設置目的に共通する面があると考えられますので、相互に連携していくこととし、それぞれの特性を生かした役割分担等の調整を図っています。

川崎市区民会議条例

平成18年3月23日

条例第11号

(目的及び設置)

第1条 区民（川崎市自治基本条例（平成16年川崎市条例第60号）第22条第1項に規定する区民をいう。以下同じ。）の参加及び協働による区における地域社会の課題の解決を図るための調査審議を行い、もって暮らしやすい地域社会の形成に資するため、各区に区民により構成される区民会議を設置する。

(名称)

第2条 区民会議の名称は、その置かれた区の名称を冠するものとする。

(所掌事務)

第3条 区民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事項について調査審議を行うこと。

(組織等)

第4条 区民会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 区の区域内において規則で定める分野における活動を行う団体から推薦された者
 - (2) 区民会議の委員に応募した者
 - (3) その他区民会議の目的を達成するために区長が必要と認めた者
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任ができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 区民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、区民会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 区民会議は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 区民会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第8条 区民会議は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(区民会議参与)

第9条 川崎市の議会の議員及び神奈川県の議会の議員は、その議員の選挙区とされる区の区民会議の会議に出席することができる。

2 前項の規定により会議に出席した議員は、区民会議参与として必要な助言をすることができる。

(区長等の役割)

第10条 区長は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、区民との協働の推進、関係機関との連携その他必要な取組により、区における暮らしやすい地域社会の形成に努めるものとする。

2 市長その他の執行機関は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、前項に規定する区長の役割が的確に果たされるための必要な措置を講ずるよう努めるとともに、当該結果を市政に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

第11条 区民会議の庶務は、各区役所において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、区民会議の組織に関し必要な事項は規則で定め、区民会議の運営に関し必要な事項は委員長が区民会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

川崎市区民会議条例施行規則

平成18年3月31日

規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市区民会議条例（平成18年川崎市条例第11号。以下「条例」という。）第4条第2項第1号及び第12条の規定に基づき、区民会議の組織に關し必要な事項を定めるものとする。

(課題の選定)

第2条 区民会議は、区民会議の委員が自らの活動等を通じて把握した課題及び区役所が業務を通じて把握した課題のうちから調査審議すべき課題を適切に選定するものとする。

(分野)

第3条 条例第4条第2項第1号に規定する規則で定める分野は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防災又は地域交通環境の向上など安全で快適な暮らしを支える分野
- (2) 福祉の推進、健康の増進など幸せな暮らしを支える分野
- (3) 子育て、教育など人を育て心をはぐくむ分野
- (4) 緑の保全、ごみの抑制など自然環境又は生活環境を向上させる分野
- (5) 産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野
- (6) 文化又は観光の振興などまちの魅力を発信する分野
- (7) 地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野
- (8) 前各号に定めるもののほか、各区の地域特性に応じた課題に関する分野

(専門部会)

第4条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、区民会議の組織に關し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附属機関等の設置等に関する要綱

9川総行推第29号

9川総人第99号

平成9年6月9日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長の附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の設置等について、準拠すべき基本的事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置するものをいう。

2 この要綱において、「協議会等」とは、法律又は条例の規定に基づかず、専門知識の導入、利害の調整、市政に対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により設置するものをいう。ただし、次に掲げる「協議会等」については、除外するものとする。

- (1) 市職員のみを構成員としたもの
- (2) 自治体、関係機関等の団体が構成員となり組織され、会員の会費により運営されている協議会等で、市の機関内部に事務局が置かれているもの
- (3) 協議会等の運営を市民が主体となって行っている市民（住民）組織的な性格を有するもので、協議会等の事務局のみが市の機関内部に置かれているもの
- (4) その他この要綱の対象とすることが不適当なもの

(附属機関等の設置)

第3条 附属機関等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の所掌事務は、設置目的及び審議事項が類似する附属機関等の設置を防ぐため、できるだけ広範囲のものとし、その運営に当たっては、分科会又は部会を設置して弾力的、機能的な運営を図るものとする。
- (2) 附属機関等の設置については、行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限るものとする。
- (3) 附属機関等の委員の数は、20人以内とする。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 臨時的な附属機関等については、設置期限を明示するものとする。
- (5) 協議会等の設置の際には、その名称には、審議会、審査会、調査会など附属機関と紛らわしい表現は用いないものとする。

(附属機関等の委員の選任)

第4条 附属機関等の委員の選任については、当該附属機関等の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任するものとする。

- (2) 女性の登用については、「川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱」(平成 2 年 6 月 1 日施行) によるものとする。
 - (3) 市職員は、法令に定めがある場合及び附属機関等の性質に照らしやむを得ない場合を除き、委員に選任しないものとする。
 - (4) 市退職職員は、当該附属機関等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者など特別な事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないものとする。
 - (5) 市議会議員は、法令に定めがあるなど特別な事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないものとする。
 - (6) 委員の在任期間は、委員就任時において通算して 10 年を超えないものとする。
 - (7) 同一人を委員として選任できる機関の数は、5 機関までとする。
- 2 前項第 6 号及び第 7 号の規定については、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないことができる。
- (1) 当該附属機関等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者及びこれらに準ずると認められる者である場合
 - (2) 専門的な知識、経験を有する者が他に得られない場合など特別な事情があると認められる場合

(委員の公募)

第 5 条 附属機関等の委員を選任する際には、その設置目的、審議内容等を勘案した上で、公募により選任された委員が含まれるよう努めるものとする。

(附属機関等の見直し)

第 6 条 既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 目的が既に達成されているもの
 - (2) 社会経済情勢や市民ニーズの変化等により著しく役割が低下してきたもの
 - (3) 活動が著しく不活発なもの
 - (4) 他の行政手段等により代替可能なもの
 - (5) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似又は重複しているもの
 - (6) その他行政の簡素・効率化の見地から統合が望ましいもの
- 2 過去 5 年以上委員が任命されていない附属機関等及び設置後 10 年以上経過した附属機関等については、前項に掲げる視点に照らし、その必要性を再検討するものとする。

(調整事項)

第 7 条 各局（室）区（以下「局」という。）庶務担当課長は、当該局の附属機関等の設置等に関し、次の事項の調整を行うものとする。

- (1) 設置、廃止及び統合に関すること。
 - (2) 委員の選任に関すること。
- 2 各局長は、新たに附属機関等を設置する場合又は既に設置されている附属機関等を廃止若しくは統合する場合には、行財政改革室を経由して総務局長に協議するものとす

る。

(雑則)

第 8 条 地方自治法第 174 条の規定に基づき、川崎市専門委員設置規則により設置されている専門委員についても、この要綱の趣旨にのっとり、適正な運用を図るよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 第 4 条及び第 5 条の適用については、附属機関等の委員の改選時から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

川崎市附属機関等の委員公募実施指針

9 川総行推第 60 号

9 川総人第 186 号

平成 9 年 7 月 23 日市長決裁

(目的)

第 1 条 この指針は、附属機関等の設置等に関する要綱（9 川総行推第 29 号・9 川総人第 99 号。以下「要綱」という。）第 5 条に規定する附属機関等の委員の公募制の導入に当たり、当該委員の公募方法等について、附属機関等を所管する各局（室）区（以下「所管局」という。）の準拠すべき必要な事項を定めることを目的とする。

(公募制の対象となる附属機関等)

第 2 条 委員の公募制の導入は、附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の委員の構成として、市民又は市民代表（団体の代表者を委員とすることを予定しているものを除く。以下同じ。）と定めるものを対象とする。

2 公募により選任する委員の人数は、附属機関等委員数の 2 割以上となるよう努めるものとする。

(申込者の資格)

第 3 条 委員の公募に申し込むことができる者の資格を次のとおり定めるものとする。

- (1) 原則として年齢 20 歳以上の者
- (2) 原則として本市に引き続き 1 年以上居住している者
- (3) 本市の附属機関等の委員となっていない者
- (4) 市職員でない者。ただし、市退職職員は申し込むことができる。
- (5) その他必要と認める事項

(公募方法等)

第 4 条 委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について市政だよりへの掲載、掲示その他広報媒体を利用する等の方法により広く周知を行うものとする。

- (1) 附属機関等の名称、設置目的及び所掌事務
- (2) 申込者の資格
- (3) 公募人数
- (4) 選任の時期及び任期
- (5) 申込方法及び申込期限
- (6) 選考方法
- (7) 小論文のテーマ
- (8) 聞い合わせ先
- (9) その他必要と認める事項

2 前項の市政だよりへの掲載等は、申込期限までに適当な時間的な余裕をも

って行うものとする。

(申込書等)

第 5 条 申し込もうとする者から原則として市販の罫紙、便せん等の用紙に次に掲げる事項を記載したもの（様式は、自由とする。以下「申込書」という。）に小論文（800 字程度のもの）を添付して提出してもらうものとする。

- (1) 申し込む附属機関等の名称
- (2) 住所、氏名、電話番号、性別及び生年月日
- (3) 現在の職業
- (4) 市民となった日
- (5) 職歴（主なもの）
- (6) 活動経験（福祉、環境等のボランティア活動、青少年等の団体等での活動、市政モニター等の主な活動経験）
- (7) 申し込んだ理由（簡潔に記載したもの）

2 申込書及び小論文は、返却しないものとする。

(選考の方法等)

第 6 条 委員の選考は、申込書及び小論文による書類選考、抽選等により行う。

- 2 前項の選考は、所管局に設置する選考委員会をもって行うものとする。
- 3 選考の結果について、当該申し込んだ者に通知するものとする。

(特例)

第 7 条 公募を行った場合において、次に掲げるときは、原則として再公募とする。ただし、日程等に余裕がないときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 申込期限までに申込みがなかったとき。
- (2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。
- (3) 前条第 1 項の規定による選考の結果、該当者がなかったとき。
- (4) 申込者数が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。
- (5) 申込者の一部が申込資格を満たさなかったことにより公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。
- (6) 前条第 1 項の規定による選考の結果、該当者が公募人数に満たなかったとき（その満たない人数に限る。）。

(状況報告)

第 8 条 所管局の長は、毎年度 1 回、前年度の公募の実施状況について、総務局长に報告するものとする。

附 則（略）

川崎市審議会等委員への女性の参加促進要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「男女平等かわさき条例」（平成13年条例第14号）の理念に基づき、政策・方針決定の場における女性の参画を拡大するため、審議会等の委員への女性の参加を積極的に促進することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱で「審議会等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 地方自治法第202条の3に基づく審議会等
- (2) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関
- (3) 地方自治法第174条の規定に基づく専門委員
- (4) 要綱等に基づき設置された協議会等

(目標)

第3条 審議会等の委員は、男女ほぼ同数で構成することを最終目標とし、当面は審議会等の委員の女性比率が2013（平成25）年度までに、35パーセントとなるようめざすことを目標とする。

(局長等の責務)

第4条 川崎市事務分掌条例（昭和38年川崎市条例第32号）第1条に掲げる局並びに市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び議会局の長（以下「局長等」という。）は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項に配慮し、柔軟かつ積極的な取組に努めるものとする。

- (1) 委員を選任する際は、積極的に女性の人材発掘に努めること。
- (2) 専門的な知識や経験を有する者を選任する際には、専門領域や職種等ができるだけ幅広くとらえ、女性の人材を求めるここと。
- (3) 団体に推薦を依頼する際には、役職者等に限定せず、女性の適任者を推薦するよう協力を求めること。

(事前協議)

第5条 局長等は、その所管に属する審議会等の委員の選任に当たっては、第3条に掲げる目標を達成するために、委員が確定する前に、この要綱に定める「審議会等の委員選任に係る事前協議書」（別記様式）に基づき、市民・こども局長と事前協議を行うものとする。

2 市民・こども局長は、事前協議後速やかに、前項の協議結果を当該局長等に通知するものとする。

- 3 審議会等の委員の委嘱においては、前項により通知された事前協議書の結果を添付するものとする。
- 4 市民・こども局長は、個人情報の保護に十分留意しながら広く女性の人材情報を収集し、局長等の求めに応じ、その提供を行うものとする。

(女性の参加状況調査)

第6条 局長等は、市民・こども局長の要請に応じ、毎年度、その所管に属する審議会等の委員への女性の参加状況を調べ、また、その促進計画を作成し、指定する期日までに市民・こども局長に提出するものとする。

- 2 前項により実施された調査結果は、これを公表するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条第3項及び第4項の規定については、附属機関等委員の委嘱日が平成20年4月1日以後のものから適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例

平成11年3月19日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、審議会等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって市民の知る権利の確保に資するとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(対象とする会議)

第2条 この条例の対象とする会議は、市の事務又は事業について市民の意見、専門的知見等の反映及び公正の確保を図るため、市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された審議、審査、調査又は調停を行う審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)の会議とする。

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、これを公開する。

(不服申立て等に係る会議の非公開)

第4条 前条の規定にかかわらず、不服申立て、苦情、あっせん及び調停に係る会議は、非公開とする。ただし、審議会等は、次に掲げる場合においては、会議に諮り、口頭審理等(審議会等が不服申立人、苦情の申立人又はあっせん若しくは調停の当事者から意見等を聴取する審理等をいう。以下この条において同じ。)を公開することができる。

- (1) 不服申立て又は苦情に係る口頭審理等について当該申立人から公開の申立てがあるとき。
- (2) あっせん又は調停に係る口頭審理等について当該当事者の双方から公開の申立てがあるとき。

(非公開とができる会議)

第5条 第3条及び前条ただし書の規定にかかわらず、審議会等は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると認めるとときは、その会議の全部又は一部を非公開とすることができます。

- (1) 個人に関する事項(事業を営む個人の当該事業に関する事項を除く。)であって、当該事項に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる事項を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予想されている事項

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる事項

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 2 条第 1 項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 2 条に規定する地方公務員、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。)の役員及び職員並びに指定出資法人(川崎市情報公開条例(平成 13 年川崎市条例第 1 号。以下「情報公開条例」という。)第 8 条第 1 号ウに規定する指定出資法人をいう。以下この条において同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該事項がその職務の遂行に係る事項であるときは、当該事項のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

エ 当該個人が指定管理者(情報公開条例第 8 条第 1 号エに規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。)が行う当該指定に係る業務(以下この条において「指定管理業務」という。)に従事する者(当該指定管理者の役員及び職員に限る。以下この号において「指定管理業務従事者」という。)である場合において、当該事項がその指定管理業務の執行に係る事項であるときは、当該事項のうち、当該指定管理業務従事者の職、氏名及び当該指定管理業務の執行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び指定出資法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する事項(指定管理者に関する事項にあっては、指定管理業務に係るものと除く。)又は事業を営む個人の当該事業に関する事項であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる事項を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 市長その他の執行機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該事項の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人及び指定管理者の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する事項(指定管理者に関する事項にあっては、指定管理業務に係るものに限る。)であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者が行う事務又は事業に関する事項(指定管理者に関する事項にあっては、指定管理業務に係るものに限る。)であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定出資法人若しくは指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、指定出資法人又は指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の不当な利益を害するおそれ
- (5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産若しくは社会的な地位の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる事項
- (6) 法令の規定により、又は市長その他の執行機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する国の機関等の指示により、公にすることができないと認められる事項

(会議開催の事前公表)

第6条 実施機関(審議会等が設置されている市長その他の執行機関をいう。以下同じ。)は、その定めるところにより、審議会等の会議の日時、場所等をあらかじめ公表しなければならない。ただし、緊急に審議会等の会議が開催されるときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第7条 何人も、第4条又は第5条の規定により審議会等の会議が非公開とされたときを除き、実施機関の定めるところにより、審議会等の会議を傍聴することができる。

(会議資料の提供)

第8条 審議会等の会議が公開されるときは、実施機関の定めるところにより、傍聴する者に会議資料(情報公開条例第8条各号のいずれかに該当する情報が記録されている部分を除く。)を提供しなければならない。

(会議録の作成)

第9条 実施機関は、審議会等の会議について会議録を作成しなければならない。

(会議録の写しの閲覧)

第10条 実施機関は、その定めるところにより、公開された審議会等の会議に係る会議録の写しを閲覧に供しなければならない。

(運営状況の報告及び公表)

第 11 条 市長は、毎年度、規則で定めるところにより、この条例の運営状況を取りまとめ、これを議会に報告するとともに、公表するものとする。

2 市長は、実施機関に対し、この条例の運営状況について報告を求めることができる。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第 12 条 審議会等の会議の公開等について法令に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に第 6 条の規定により公表する審議会等の会議から適用する。

附 則(平成 13 年 3 月 29 日条例第 1 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(改正後の川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の適用区分)

14 前項の規定による改正後の川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第 5 条の規定は、施行日以後同条例第 6 条の規定により公表される審議会等の会議から適用する。

附 則(平成 16 年 12 月 22 日条例第 54 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例(以下「新条例」という。)第 5 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後新条例第 6 条の規定により公表される審議会等の会議から適用し、施行日前に改正前の条例第 6 条の規定により公表された審議会等の会議については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 7 月 2 日条例第 23 号)

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

川崎市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則

平成11年3月31日
規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、市長に設置された審議会等の会議の公開について川崎市審議会等の会議の公開に関する条例(平成11年川崎市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議開催の事前公表)

第2条 条例第6条に規定する審議会等の会議開催の事前公表は、当該会議を開催する日の1週間前までに、審議会等の会議開催のお知らせ(別記様式)を区役所、区役所支所、川崎市公文書館及び情報プラザに備え置くとともに、当該お知らせに掲げる事項をインターネットの本市のホームページに登載することにより行うものとする。

2 審議会等の庶務を処理する課等(以下「事務局」という。)は、審議会等の会議開催の事前公表に関する必要な書類等を当該会議を開催する日の2週間前までに、総務局情報管理部行政情報課(以下「行政情報課」という。)に提出しなければならない。

(会議の傍聴等)

第3条 審議会等の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、会議の都度、市長が定める。

- 2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、抽選によることができる。
- 3 傍聴人は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。
- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
 - (2) 会議場において発言しないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) ゼッケン、たすき等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (5) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
 - (6) 会議場において撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。ただし、審議会等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

(会議資料)

第4条 条例第8条に規定する会議資料の提供は、審議会等の構成員と同様に傍聴人に配布することにより行うものとする。ただし、会議資料のうち、図面、地図、写真、報告書等については、当該会議が終了するまでの間、会議場に備え置き、傍聴人の閲覧に供することにより行うことができる。

(会議録)

第5条 条例第9条に規定する会議録には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席した者の氏名
- (5) 議題及び会議の公開又は非公開の別
- (6) 非公開の理由(会議を非公開とした場合に限る。)
- (7) 傍聴人の数(会議を公開した場合に限る。)
- (8) 発言の内容
- (9) その他審議会等が必要と認める事項

2 事務局は、審議会等の会議終了後、会議録を速やかに作成しなければならない。この場合において、当該会議録の内容について、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

3 事務局は、会議録が公開された会議に係るものであるときは、その写しを行政情報課に送付しなければならない。

(会議録の写しの閲覧)

第6条 行政情報課は、前条第3項の規定により会議録の写しの送付を受けたときは、直ちに、当該会議録の写しを川崎市公文書館及び情報プラザに備え置き、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧に供しなければならない。

(運営状況の報告及び公表)

第7条 条例第11条第1項の規定による運営状況の報告は、年度ごとの会議の開催数、公開した会議の開催数、非公開とした会議の開催数及び傍聴人の数について、当該年度の翌年度において最初に招集される市議会定例会において行うものとする。

2 条例第11条第1項の規定による運営状況の公表は、前項に掲げる事項について、告示並びに市政だより及びインターネットの本市のホームページへの登載により行うものとする。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

川崎市区における総合行政の推進に関する規則

平成18年3月31日 規則第29号

最近改正 平成24年4月1日 規則第16号(平成24年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規則は、区の区域内における市の事務事業等に関する区役所の内部組織間並びに区役所及び局等相互の調整を円滑にし、あわせて区役所の企画及び調整の機能を強化することにより、区における総合行政の推進を図り、もって身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「局等」とは、川崎市事務分掌条例(昭和38年川崎市条例第32号)第1条に掲げる局及び同条例第2条の規定により設置された本部、上下水道局、交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局並びに選舉管理委員会事務局をいう。

2 この規則において「局長等」とは、局等の長をいう。

(区長の役割)

第3条 区長は、区の区域内における市の事務事業等について必要な調整を行い、区における総合行政の推進を図らなければならない。

(局長等の役割)

第4条 局長等は、区長と緊密に連携して、区における総合行政の推進を図らなければならない。

(区総合行政推進会議等の設置)

第5条 第1条の目的を達成するため、本市に区総合行政推進会議及び区課題調整会議を、区内に区企画調整会議及び区行政連絡調整会議を置く。

(区総合行政推進会議)

第6条 区総合行政推進会議は、区における総合行政の推進を図るために必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に関する基本的な方針及び方策の策定について協議を行う。

2 区総合行政推進会議は、区役所に属する事務を担任する副市長(以下「担任副市長」という。)、区長、総務局長、総合企画局長、財政局長、市民・こども局長、議題に関する局長等その他担任副市長が必要と認める職員をもって構成する。

3 担任副市長は、会務を総理し、区総合行政推進会議を主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、区総合行政推進会議の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

(区企画調整会議)

- 第7条 区企画調整会議は、区における総合行政の推進を図るために必要な事項について、企画及び区役所の内部組織間での調整を行う。
- 2 区企画調整会議は、区長、副区長、区の部長その他区長が必要と認める職員をもって構成する。
 - 3 区長は、会務を総理し、区企画調整会議を主宰する。
 - 4 前3項に定めるもののほか、区企画調整会議の組織及び運営について必要な事項は、区長が定める。

(区行政連絡調整会議)

- 第8条 区行政連絡調整会議は、区の区域内における市の事務事業等について連絡調整し、及び区における総合行政の推進を図るために必要な事項について協議を行う。
- 2 区行政連絡調整会議は、区長及び次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 市税事務所長
 - (2) 生活環境事業所長
 - (3) 上下水道局営業センター所長
 - (4) 交通局営業所長
 - (5) 消防署長
 - (6) その他区長が必要と認める職員
 - 3 区長は、会務を総理し、区行政連絡調整会議を主宰する。
 - 4 前3項に定めるもののほか、区行政連絡調整会議の組織及び運営について必要な事項は、区長が定める。

(局区間の情報の提供等)

- 第9条 区長及び局長等は、区の区域内における市の事務事業等について、相互に必要な情報の提供及び説明を積極的かつ的確に行うものとする。

(局区間の協議等)

- 第10条 区長は、次に掲げる事項について、地域の実情及び区民の意見等を踏まえ、関係する局長等と協議するものとする。
- (1) 区における課題の解決を目的とした事務事業
 - (2) 区における便利で快適な行政サービスの効率的、効果的かつ総合的な提供を目的とした事務事業
 - (3) その他区と密接な関係がある事項
- 2 局長等は、次に掲げる事項について、区における総合行政の推進に資するように区長と協議するものとする。
- (1) 主要な事務事業に係る計画の策定及び実施
 - (2) 新規の事務事業に係る計画の策定及び実施

- (3) 公共施設の設置、変更及び廃止に係る事項
 - (4) その他区と密接な関係がある事項
- 3 区長及び局長等は、前2項の規定による協議の結果を尊重するものとする。

(局区間の調整)

第11条 総合企画局長又は市民・こども局長は、必要があると認める場合又は区長若しくは局長等から要請があった場合は、必要な調整を行う。

(区課題調整会議)

第12条 区課題調整会議は、前条の規定により調整が図られている事項のうち総合企画局長が付議したものについて、必要な調整を行う。

- 2 区課題調整会議は、課題に関する区長及び局長等、総務局長、総合企画局長、財政局長、市民・こども局長その他総合企画局長が必要と認める職員をもって構成する。
- 3 総合企画局長は、会務を総理し、区課題調整会議を主宰する。
- 4 前3項に定めるもののほか、区課題調整会議の組織及び運営について必要な事項は、総合企画局長が定める。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(川崎市区行政連絡調整会議規則の廃止)

- 2 川崎市区行政連絡調整会議規則（昭和47年川崎市規則第130号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月30日規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第16号抄）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月2日規則第68号）

この規則は、平成23年12月5日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第16号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

川崎市自治基本条例

平成16年12月22日
条例第60号

私たちのまち川崎市は、多摩川や多摩丘陵の自然に恵まれ、我が国産業を支える拠点を擁した多様な顔を持つ都市として、公害や急速な都市化の進行への対応など、高度成長期の大都市が抱えた課題の克服に、全市民の英知を結集しながらその歩みを進めてきました。

今、成長と拡大を基調としてきた社会の仕組みや制度の再構築が求められ、少子高齢社会への対応や地球環境への配慮が求められる中で、改めて暮らしやすい地域社会とは何か、自治とは何か、市民と自治体の関係や自治体と国の関係はどうあるべきかが問われています。

私たち市民は、私たち自身が、このような地域社会の抱える課題を解決する主体であることを改めて確認するとともに、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参加し、また、国や神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に立って、自律的運営を図り、自治体としての自立を確保する必要があります。

こうした市民自治の基本理念を確認し、情報共有、参加及び協働を自治運営の基本原則として、行政運営、区の在り方、自治に関する制度等の基本を定め、市民自治を確立するため、ここに川崎市自治基本条例を制定します。

そして、私たち市民は、人類共通の願いである恒久平和と持続可能な社会が広く世界に築かれることを希求し、川崎市民としての誇りを持ち、一人ひとりの人権が尊重される「活力とうるおいのある市民都市・川崎」の創造を目指します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

(位置付け等)

第2条 この条例は、本市の自治の基本を定める最高規範であり、市は、自治運営に関する他の条例、規則等の制定改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。

2 市民及び議員、市長その他の市の公務員は、この条例に定められたそれぞれの役割、責務等に従い、本市の自治運営を担っていきます。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

(1) 市民 本市の区域内に住所を有する人、本市の区域内で働き、若しくは学ぶ人又は本市の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。

- (2) 参加 市民が、暮らしやすい地域社会をつくるために、市政に主体的にかかわり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます。

(基本理念)

第4条 市民及び市は、次に掲げることを基本理念として市民自治の確立を目指します。

- (1) 市民は、地域社会の課題を自ら解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していること。
- (2) 市民は、その信託に基づく市政に自ら主体的にかかわることにより、個人の尊厳と自由が尊重され、市民の福祉が実現される地域社会の創造を目指すこと。
- (3) 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。

(自治運営の基本原則)

第5条 市民及び市は、次に掲げる原則に基づき、自治運営を行います。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参加の原則 市民の参加の下で市政が行われること。
- (3) 協働の原則 暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう協働を行うこと。

2 市は、参加又は協働による自治運営に当たっては、参加又は協働をしないことによって、市民が特別の不利益を受けることのないようにします。

第2章 自治運営を担う主体の役割、責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。
- (3) 市政に対する意見を表明し、提案すること。
- (4) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。

- (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。
- (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。
- (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。

(事業者の社会的責任)

第8条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとします。

(コミュニティの尊重等)

第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。

- 2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。
- 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。

第2節 議会

(議会の設置)

第10条 市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

(議会の権限及び責務)

第11条 議会は、市の重要な意思決定、市の事務に関する監視、政策の立案等を行います。

- 2 議会は、前項の権限を行使するに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう必要かつ十分な会議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めます。

(議員の責務)

第12条 議員は、地域の課題や市民の意見を把握するとともに、市政全体の観点からの確な判断を行うことにより議会が前条第1項の権限を適切に行使できるよう努めます。

- 2 議員は、市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めます。

第3節 市長等

第1款 市長等

(市長の設置)

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

(市長等の権限、責務等)

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るために、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

- 2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。
- 3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

第2款 行政運営等

(行政運営の基本等)

第15条 市は、その将来像を示す総合的な計画を策定し、部門別的基本計画等と調整を図りながら、計画的な行政運営を行います。

2 行政運営は、次に掲げることを基本として行います。

(1) 市政に関する情報は、市民の財産であり、その適切な発信及び管理を市民からゆだねられていることを踏まえて、情報の共有を推進すること。

(2) 市民の意思を市政に適切に反映するため、市民の参加を推進すること。

(3) 市民からの提案等に的確に応答すること。

(4) 市民の自主的な活動を尊重するとともに、市民との協働による施策、事業等の推進を図ること。

(5) 施策、事業等の実施に当たっては、公正性及び公平性を確保するとともに、効率的、効果的かつ総合的に行うこと。

(6) 法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的として行うこと。

3 市の組織は、簡素で、効率的かつ機能的なものとなるよう社会環境の変化等に的確に対応して整備します。

4 市長は、市の出資法人がその目的や趣旨に沿って運営されているか等について、当該出資法人(市長が所管するものに限ります。)又は当該出資法人(市長が所管するものを除きます。)を所管する執行機関若しくは公営企業管理者に対して適切な指導及び調整を行います。

(財政運営等)

第16条 市長は、中長期的な展望に立って、計画的な財政運営を図るとともに、評価等に基づいた効率的かつ効果的な行政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めます。

3 市長、教育委員会及び公営企業管理者は、その所管する財産の適正な管理及び効率的な運用を行い、市長は、その状況について、分かりやすく公表するよう努めます。

(評価)

第17条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を行い、第15条第1項の総合的な計画の着実な実行と進行管理を行うとともに、施策、事業等の成果を市民に明らかにするため、評価を実施します。

2 評価の指標等は市民の視点に立脚したものとし、評価の結果は市民にとって分かりやすいものとします。

3 市長等は、前項の評価の結果を公表するとともに、施策、事業等に適切に反映させます。

(苦情、不服等に対する措置)

第18条 市に、市民の市政に関する苦情、不服等について、簡易迅速にその処理、救済等を図る機関を置きます。

2 前項に定めるもののほか、市は、市民の権利利益の保護に必要な措置を講じます。

第3款 区

(区及び区役所の設置)

第19条 市に、本市の区域を適正な規模の区域に分けて、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くため、それぞれの区域を単位として区を設け、区役所を置きます。

(区長の設置及び役割)

第20条 それぞれの区役所にその長として区長を置き、区長は、区役所における事務を処理します。

2 区長は、前条に定める区及び区役所の設置目的を達成するため、次に掲げる役割を担います。

- (1) 区における課題を的確に把握し、参加及び協働により、その迅速な解決に努めること。
- (2) 区における便利で快適な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するよう努めること。
- (3) 区における市民活動を尊重した上で、その活動に対する支援に努めること。

(必要な組織の整備等)

第21条 市長は、区長が前条第2項の役割を的確に果たすことができるよう必要な組織、機能等の整備及び予算の確保に努めます。

(区民会議)

第22条 それぞれの区に、区民(その区の区域内に住所を有する人、その区の区域内で働き、若しくは学ぶ人又はその区の区域内において事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいいます。)によって構成される会議(以下「区民会議」といいます。)を設け、参加及び協働による区における課題の解決を目的として調査審議します。

2 区長及び市長等は、区民会議の調査審議の結果を尊重し、その内容を区における暮らしやすい地域社会の形成及び市政に反映するよう努めます。

第3章 自治運営の基本原則に基づく制度等

第1節 情報共有による自治運営

(情報提供)

第23条 市は、市民生活に必要な情報について、市民に積極的に提供します。

2 情報の提供は、分かりやすく、かつ、適時に行います。

(情報公開)

第24条 市民は、市政に関する情報について、市にその開示を求めるることができます。

2 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(個人情報保護)

- 第25条 市は、その保有する個人情報について、適切な保護を図ります。
- 2 市民は、自己の個人情報について、市にその開示、訂正及び利用の停止等を求めることがあります。
- 3 市は、前項の請求に対しては、正当な理由がない限り、これに誠実に応じます。

(会議公開)

- 第26条 市長等に置かれる審議会、審査会等(以下「審議会等」といいます。)の会議は、正当な理由がない限り、公開します。

(情報共有の手法等の整備)

- 第27条 市は、市民との情報の共有化の積極的かつ効果的な推進並びに参加及び協働による自治運営に資するため、第23条から前条までに定めるもののほか、市民との情報の共有に係る手法等の整備を図ります。

第2節 参加及び協働による自治運営

(多様な参加の機会の整備等)

- 第28条 市は、事案の内容、性質等に応じて次条から第31条までに定めるもののほか、多様な参加の機会を整備し、その体系化を図ります。

(審議会等の市民委員の公募)

- 第29条 審議会等の委員には、市民のうちから公募により選任された委員が含まれることを原則とします。

(パブリックコメント手続)

- 第30条 市長等は、市民生活に重要な事案の策定に当たっては、市民から当該事案に係る意見を募る手続(以下「パブリックコメント手続」といいます。)を行います。
- 2 市長等は、パブリックコメント手続により提出された市民の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表します。

(住民投票制度)

- 第31条 市は、住民(本市の区域内に住所を有する人(法人を除きます。)をいいます。以下同じ。)、議会又は市長の発議に基づき、市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

- 2 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します。

(協働推進の施策整備等)

- 第32条 市は、市民との協働による公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。

第3節 自治運営の制度等の在り方についての調査審議

第33条 市における自治の拡充推進を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するため、市民及び学識経験を有する者を委員とする審議会等を設けて、自治運営の基本原則に基づく制度等の在り方について調査審議します。

第4章 国や他の自治体との関係

第34条 市は、国及び神奈川県と対等な立場で相互に協力し、市政の運営に当たります。

2 市は、他の自治体と共通する課題に対しては、積極的な連携を図り、その解決に努めます。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行します。

川崎市区民会議 条例の解釈と運用の考え方

2006(平成 18)年 4 月 1 日 初版発行

2008(平成 20)年 5 月 12 日 改訂版発行

2010(平成 22)年 4 月 1 日 改訂版発行

2012(平成 24)年 4 月 1 日 改訂版発行

川崎市市民・こども局区政推進部区調整課

電話 044 (200) 2357 ／ FAX 044 (200) 3912

E-mail 25kusei@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY